卒 業 論 文

障害児の普通学校就学運動における「当事者」の位置 -1978-83年の「金井闘争」に着目して-

> 総合教育科学科 基礎教育学専修 基礎教育学コース 末 岡 尚 文

障害児の普通学校就学運動における「当事者」の位置 -1978-83年の「金井闘争」に着目して-

序章 1970・80 年代の障害児教育とその中における金井闘争の意義について …1 頁

第1章 会	金井闘争の経緯と結果	…6 頁
第1節	自主登校の開始と「確認書」調印	…6 頁
第2節	「確認書」破棄と運動の長期化・複雑化(1980 年~1983 年)	…8 頁
第3節	中学校入学達成とその後(1983年~)	…10 頁
第2章	金井闘争における「当事者」の位置とその意思のとらえられ方	…13 頁
第1節	康治の「意思」の確認	…13 頁
第2節	運動側における康治の位置	…16 頁
第3節	地域住民による康治のとらえ方	…20 頁
第4節	区議会における金井闘争と康治	…21 頁
第5節	司法における康治の位置	…25 頁
1		
第3章 原	東治死後の文献から見た康治	…30 頁
第1節	律子が語る「社会に殺された」康治	…30 頁
第2節	追悼文から見る支援者と康治の関係	…31 頁
	,	
終章 まと	とめと課題	…34 頁

序章 1970・80 年代の障害児教育とその中における金井闘争の意義について

本論文は、東京都足立区で 1978 年から 1983 年にかけて行われた金井康治の就学闘争 (以下、金井闘争)を取り上げ、運動の当事者としての障害児の立場と意思が人々にどのようにとらえられたかということを明らかにする。その上で、それらのとらえられ方が運動 の過程と結果にどのような影響をもたらしたかということを考察する。

金井闘争について

金井闘争は、脳性まひを持って生まれた少年金井康治が、養護学校(現在の特別支援学校)から地域の小学校への転校を求めて5年7か月にわたり母律子や支援者らとともに自主登校をはじめとして行った一連の就学運動である。大規模かつ長期にわたる運動の結果、康治は地域の中学校に進学することができ、障害児の普通学校就学を先駆けた成功例として全国の障害児就学運動に大きな影響を与えた。

障害児の就学運動について説明しよう。まず終戦後日本では盲学校・聾学校とともに 養護学校が障害児のための特別学校として規定されたが、その就学義務化は立ち遅れてい た。当時「重度の子供たちは就学を猶予・免除され、在宅か、もしくは福祉施設において 保護と教育を受けるという状態であった。また、軽度の障害児は普通学級に就学するか特 殊学級に就学していた」1という。そのような状況に対し1960年代の終わりから全国特 殊教育連盟や全国障害者問題研究会(全障研)といった団体が養護学校の義務制を求める運 動を展開し、文部省も義務化を基本的な政策として追及してきた2。

文部省は 1972 年に特殊教育整備拡充計画を策定し、養護学校・特殊学級の設置を図り 1973 年には、1979 年度から養護学校の設置および就学の義務化を実施する政令を発表した³。養護学校義務化は義務教育の保障の完成を意味するとされたが、一方で普通学校への就学の道を閉ざされることになると危惧した障害児の家族や支援者により、これに反対するとともに障害児の普通学校就学を求める運動が全国的に起こった。関東では 1971 年の渡部淳らの「がっこの会」や 1972 年の篠原睦治らの「子供問題研究会」などの団体を通じて⁴、「子どもの発達にかかわる「専門家」、教員、「障害児」と呼ばれる子を持つ親が中心となって、学校側・教育委員会側と繰り返し交渉が重ねられた」5という。

また同時期には、それまでの親など健常者による施設の拡充などの措置を求めた運動6

に代わり、障害者自身が主体となって地域社会での生活を訴える障害者運動が盛んになっていた7。特に 1976 年には全国障害者解放運動連絡会議(全障連)が結成され、全国的かつ障害の種類を問わずに障害者が差別からの解放と自立を目指した運動(障害者解放運動)が行われるようになった8。

このような運動と違い就学運動は前述のとおり親や教師・専門家が担い手であるという特徴があったが、その中で金井闘争は親や支援者のみならず障害児本人が運動の前線に立って普通学校への就学の意思を訴えた、という点でさらに特徴的であるといえる。また、金井闘争は全障連のほか部落解放同盟や五四義務化阻止共闘会議(養護学校義務化に反対する教員や親、市民の会)や全日本自治団体労働組合(自治労)など、障害者団体以外からの支援も受けつつ9、新聞やテレビ等でも取り上げられる10など大きな広がりを見せた。

康治は最終的に地域の中学校への就学が認められ、養護学校義務化が進む時代において普通学校就学を先駆けて果たした成功例となった。金井闘争後は他の障害児の普通学校就学が相次いで認められるようになり¹¹、また、康治は中学校に就学したのちには高校進学をも目指すようになり、受験の壁を越えて地域の公立高校への進学をも果たしたことで、義務教育段階のみならず高等教育段階においても普通学校に行きたいと願う多くの障害児やその家族を勇気づけていった¹²。

金井闘争の評価と問題の所在

このような金井闘争の果たした役割は、当時の支援者らによって現在も語られている。例えば、康治と知的障害をもつ佐野雄介の二人の高校進学の支援から誕生した「障害児・者の高校進学を実現する連絡協議会」の代表であり、自らも障害のある娘を持つ小児科医の山田真は、康治と佐野の二人が高校進学の意思表示をした1985年を、東京における障害児の普通学校入学運動の始まりの年であるとしている¹³。さらに山田は二人のうち康治を「障害児運動に詳しい人なら絶対に知っている、養護学校から地域の小学校への転校"大"闘争をした有名人」¹⁴と称し、高校進学においてより困難が強かった佐野のほうに話の重点を置きながらも、「小学校では一歩校庭に入ると、教室の窓から『バカ、帰れ』と子どもたちに罵倒された康治君と『一つの組にいては迷惑』とクラスをたらいまわしにあったりしてきた雄介が、そういう差別に満ちた教育現場そのものが変わって

いくためにも、都立高校に入学していくことは素晴らしい教育改革の一歩だ」¹⁵と、康治 の小学校における運動から高校進学を果たしたことまでの一連の功績をたたえている。

また直接運動を支援した者以外では、2010年の障害学会第7回大会の閉会の辞において大会長の市野川容孝が以下のように述べている。

私自身は、金井闘争に関わった人たちの背中を見ながら、1985年に一介助者となった、言わば『遅れてきた人間』にすぎません。お顔を何度か拝見したはずですが、金井康治さんとも、個人的に面識があったわけでもなく、一介の傍観者にすぎません。——しかし、それでも、東京で開かれる障害学会の年次大会を、大会長としてお引き受けしたからには、大会のどこかで金井康治さんのお名前にふれなければならない、という義務感に近いものを感じています。金井闘争は、それほどに大きな出来事であり、私自身、その大きな渦の端の端にいたし、今もいると思うからです。・・・金井闘争は、2010年の私たちの現在の、その前提を形作るような大きな出来事の一つだったと思います。16

このように、金井闘争は 1980 年代以降現在に至るまで障害児者の教育や社会のありかたに大きな影響を与えているとされている。しかし、市野川はすぐ続けて「しかしながら、この出来事は、他の出来事と比べて、対象化されて語られることが少ないように私は思います。誰が何を言っても、重要なところで、どこか間違ってしまう、あるいは、重要な何かを言い落としてしまう――金井闘争については、誰しもが、どこかで、そんな思いを抱え込まざるをえないのではないか。それは、金井康治さんの早過ぎる死と関係しているのかもしれません。」17と述べている。ここからは、金井闘争にはまだ語るべき余地があるのではないか、金井闘争を就学闘争の記念すべき成功例としてのみ扱ってもよいのかという疑念があるように読み取れる。

康治は30歳のときに慢性アルコール性肝障害でなくなったが、金井闘争にかかわる記録は康治本人や親、支援者によるもの以外はほとんどなく、運動における康治の意思や立場を掘り下げて研究したものは管見の限り存在しない。また、康治の死後支援者らがまとめた追悼文で、康治が抱えた苦悩を支援者らが受け止めきれなかったことへの後悔が断片的に綴られてはいるが、そこにあるような運動中及び運動後の康治の学校生活や地域生活における困難を深く追及した研究もまた見つけられなかった。

そこで本論文では、金井闘争を当事者運動として考えてみることで従来の記録が見落としてきたものを捉えることを試みる。当事者運動とは「当事者主権」¹⁸を訴え要求する運動である。「当事者主権」とは、自分のニーズは当事者である自分が一番よく知っているのだから、そのニーズがいかに満たされるべきかを決定する権利も自分自身が持つ、とする立場のことであり、専門家主義への対抗として成立した「¹⁹。

これを強く打ち出したものとして前述の障害者解放運動と並行して行われた障害者の自立生活を目指す自立生活運動がある20が、専門家主義を障害児教育に即していえば養護学校への強制就学があり、これに対抗する運動が普通学校就学運動である。前述の通り、就学運動は障害児本人よりも親や教師の要素が強く、また金井闘争を当事者に焦点を当てた上で研究したものも管見の限り存在しない。しかしここで、障害者運動の文脈における「当事者」の概念を確認すると、「障害者としてもたされているニーズは、本来社会が当然のこととして障害者に配慮して用意しておくべきものが用意されていないために、障害者がそのニーズをもたされている社会的問題であると気付いて、その社会を変革していこうと決意したときに初めて当事者となる」21とされている。この概念と、運動の中で康治自身が幾度となく「養護学校が適当」という専門家の判断に抗い、転校の意思を訴え、養護学校義務化という社会の制度に抵抗したことを考えると、金井闘争は就学運動の中でもひときわ高い当事者性を持っていたといえるだろう。そこで、この当事者運動という視角を挿入することで、先述した金井闘争についての記録が見落としてきたものが見えてくる可能性があると考える。つまり、康治の直面した困難を当事者主権の侵害ととらえなおしたうえで検討し、新たな観点からの考察を行いたい。

したがって本論文では金井闘争を当事者運動として扱い、就学運動の一事例としての 成果を問うのではなく、康治の意思表示と周囲の受け止め方に着目しながら史料を検討す ることを通して、康治が直面していた困難を明らかにする。

本論文の構成

上述の目的を達成するため、本論文は以下のように各章を構成する。第1章では金井 闘争記録編集委員会が運動の様子を記録した『2000 日・そしてこれから』を中心とした 記録から、金井闘争の経緯と結果を明らかにする。それにより、金井親子の要求から始ま った金井闘争が様々な団体と協力・対立してバく中で、どのようにして全国的な運動とし ての意義を持つに至ったかということと、運動の結果として何が得られたかを明確にする。第2章では運動当時に様々な団体の人物が残した記録をもとに、運動の当事者として康治がどのようにとらえられ、また康治の意思表示がどう受け止められたのかを見る。その上で、立場によってそれらにどのような違いがあったのかを考察する。第3章では康治の死後支援者らが残した文章から、康治の生前には表出しなかった金井闘争の側面を明らかにする。終章では、それまでの論点を踏まえて就学運動の当事者としての康治が直面した困難を明らかにした上で、今日の教育制度と特別支援教育における障害児の当事者性を考える際の新たな可能性を探る。

第1章 金井闘争の経緯と結果

本章では金井闘争の経緯を時系列に沿って追っていくことで、運動がどのような困難 を迎えたかということと、親子の願いから始まった就学運動がいかにして全国的な意義を 持つようになっていったかということを明らかにする。

第1節では、自主登校を始めた背景から東京都教育委員会(以下都教委)との間で康治の転校を認める「確認書」が結ばれるまでの運動の経緯を辿り、学校及び教育委員会を相手にしながら金井闘争の意義が拡大していく様子を確認する。第2節では「確認書」が学校側によって破棄され運動が長期化したことによって、全国規模に拡大した意義のもと、転校を目指して運動を継続した康治や支援者が直面した困難についてまとめる。第3節では運動の結果地域の学校に入学した康治が体験した、普通学校での同年代の健常者との人間関係と、康治の高校受験という挑戦について記す。

本章では特別な注がない限り、金井闘争記録編集委員会著・千田好夫編『2000 日・そ してこれから』をもとに記す。

第1節 自主登校の開始と「確認書」調印(1978年~1980年)

1969年に東京都足立区花畑団地に生まれた金井康治は、生まれつき脳性まひを持ち身体を動かすことや発声等に困難をかかえていた。1976年に自宅から離れた城北養護学校に入学したが、そこでの教育内容や体系に対して母律子が次第に疑問を抱くようになり、地域の花畑東小学校へ転校させることを考え出した。当時の養護学校の様子を律子は以下のように語っている。

康治を養護学校に通わせた二年間は、私自身何かすっきりしないものでした。それが養護学校での教育に対する疑問へと変わっていったのです。「普通」と呼ばれる子どもたちは当然のごとく近所の小学校に通っている。そこでは学校での学習も遊びも、家に帰っての生活も一体になっている。しかし「障害」があるということで養護学校へ行っておる康治はどうだろう。スクールバスに乗って行く学校は、いろいろなところから集まってくる子どもの集団です。このように教育の場と美地上生活の場が切り離されていることは、子どもたち同士地域で友だちといっしょに成長

していく関係が全くできません。

康治が自立していくことを考えた時、地域社会(子供にとってそれは学校ですが)の中で、みんなといっしょに考え、共に生きようという芽を育ててやることは、親として当然のことだと思います。同じような障害を持った子どものみを集めた養護学校での二年間は一対一の指導などのかわりに、何か大切なものが奪われていたのではないかと気がつかされました。²²

康治もまた養護学校で強制される機能訓練や友人関係の乏しさに苦痛を感じており、 1977年11月に律子は花畑東小学校への転校の要望書を足立区教育委員会(以下区教委)に 出した。しかし、区教委は養護学校での教育が最適であると返答し転校を拒否した。その 後も交渉を重ねたものの区教委の姿勢は変わらなかったため、律子は康治・支援者ととも に実際に花畑東小学校に向かい転校の願いを現場の教師に訴える「自主登校」を1978年 4月から開始した。

自主登校を始めた当初律子は自身と康治の願いに現場の教師も共感を示してくれると考えていたが、区教委の役員や花畑東小校長平出らはこれを拒絶し、運動を妨害し康治や律子、支援者らを校内へ入れないようにした。また、地域住民もPTAを通じて律子に接触し運動をやめるよう訴えるようになり、最初は康治に興味を示していた子供たちも次第に近寄らなくなっていくなど、周囲の反応は冷やかなものであった。一方運動側には全国から支援者が集い、9月には「金井康治君の花畑東小学校転校を支援する会(以下、支援する会)」が結成された。この背景には、養護学校義務化を阻止しようとする全国の諸団体の運動があり、支援する会もそのような運動と共闘することになった。金井闘争は養護学校義務化反対を前提としたものではなかったが、10月には「康治を花東小(引用者注 花畑東小学校のこと)に入れることが実質的には義務化阻止につながると思う」23と律子が発言したように、このころから金井闘争の成否が全国的な意義を持ちはじめていた。そして、養護学校義務化が実施される1979年4月に、支援する会事務局内で行われた学習討論会を契機に、金井親子らは金井闘争が全国的闘争であることをより明確に自覚するようになった。

1979 年 5 月には自主登校中に尿意を訴えた康治のためにトイレを借りようとした(康治は脳性まひのため膀胱が小さく健常者よりも頻繁にトイレに行かなければならなかった) 支援者の尾崎が校内に入ったことで建造物侵入とみなされるともに、校長への暴行の容疑 をかけられ逮捕される事件が起きた。この事件に勢いづいた学校側は、支援者らを暴力集団であると公言し運動を中傷するビラまきを繰り返し、さらに共産党員が機関紙『赤旗』 紙面上や花畑東小学校での演説会を通じ、運動への誹謗中傷を繰り返すなどする中で、地域の中で金井家は孤立するようになっていった。それらの行為に対し支援者側も学校の主張を偽りだとするにビラを地域にまくなどし、対立は過熱化していった。8月末には事態の収拾を試みた城北養護学校の城ノ戸校長が、康治を城北養護学校に通学させながら週2日は花畑東小学校にも通学させるという斡旋案をだし、運動側もこれを受け入れようとしたが、足立区議会における日本共産党の反対や、花畑東小・城北養護学校の共産党系の教師の反対などにあい立ち消えとなった。

このように、闘争は学校との間だけの問題ではなく、その背後に養護学校義務化を推し進めようとする共産党と、それに反対する全国の諸団体との争いの焦点とされていく。 支援する会が同年12月に作成したビラでは、共産党こそが康治の就学を妨げる最大の存在であること、さらには康治の転校実現が「養護学校義務性切り崩しの歴史的突破口」²⁴という大きな意義を持つものとなるであろうことを明言している。

1980年3月には、支援者らが足立区役所にて区教委に対しデモや交渉を行う三月全国行動の計画を立てていたが、これに先んじて区役所は鉄パイプによるバリケードを作り、支援者らの立入りを禁じた。それに対し支援者は講演や座り込みなどの抗議活動を続け、3月15日には社会党の斡旋により、康治は来年度(1980年度)一学期から城北養護学校に在籍しつつ週2回の花畑東小学校への交流することと、康治の花畑東小学校への段階的な転校の努力をすることを認めるという「確認書」が区教委との間で調印され、これにより運動は終わりを見せるかと思われた。

第2節 「確認書」破棄と運動の長期化・複雑化(1980年~1983年)

確認書調印後の花畑東小学校からの抗議により運動側は自主登校を一時中止する。しかし、区教委が確認書の実行を引き延ばし続けたため運動側は交渉を重ねることとなった。4月には新学期が始まったが、康治は確認書が実行されるまで城北養護学校に通学し続けることとなった。

花東小学校・城北養護学校も確認書の実行を先延ばしにしていたが、区教委との協議 により7月には律子が花東小学校に出向き校長に「あいさつ」をすることで、律子と花 畑東小学校は一応の和解をみせた²⁵。城北養護学校では確認書の実地を求める職員は少数 ながらいたが、共産党系の教師が多く、確認書に基づく交流の実施は見送られた。これに 勢いづいた花東小学校も確認書は認めがたいとの見解を発表するなど状況は進展せず、結 局康治は一度も花畑東小学校に通うことなく一学期が終了した。

夏休み中も区教委との交渉は続いたが、そこで城北養護学校の確認書を認めないという姿勢が運動側にも明らかになった。運動側は両学校ではなく区教委に重点的に圧力をかけることで確認書の実行を迫ったが、それだけでは事態は進展しないとも予測し、10月には社会党との結びつきを強めつつ、康治とともに連日区役所前にビラまきや座り込みを行う「自主登庁」を開始することとなった。社会党は12月末に「国際障害者年に向けての行動計画」を決定し、その中で「障害児と親の学校選択の権利を保障し、普通学校への入学希望の意思と無視して強制的に養護学校へ入学させないようにする」26ことを主張していた。このような国際障害者年の理念は、「金井康治の転校運動や普通学校に障害児を受け入れる統合教育実践にとって、願ってもない追い風となった」27という。

国際障害者年である 1981 年になると、1 月に足立区議会議長鈴木の提案により、金井両親、足立区議会議長、東京都教職員組合(都教組)、東京都障害児学校教職員組合(都障教組)、都教委、区教委、花畑東小学校、城北養護学校による八者協議が開かれた。区議会議長により転校を前提とした交流の斡旋案が打ち出されたが、都教組や都障教祖の反対により、転校を前提とせず週に数回花畑東小学校で授業を受ける学習参加へと転化していった。

そのような中、運動側は3月に区役所前にテントを張って「即時転校」「学籍移転」を訴える大規模な三月全国運動を1年ぶりに行った。連日ビラ配りや座り込みが行われ、さらに全国決起集会が開かれ、康治はこのとき後述するように文字表を指さして意思表示をするのではなく、つっかえながらも自身の声で転校の意思を訴えた。しかし、そのような行動後も事態は好転せず、その後律子や支援者らによるハンストが決行されるに至ったが、26日に転校のめどを決定しない学習参加の斡旋を律子が受け入れることで収まった。この斡旋案には、議長らは康治の転校実現への努力を続ける、という前文が記されていたが、八者協議から金井両親を除いた他の七者はこれを効力のないものと考えていた。しかし、金井両親はこの学習参加から転校へと結び付けようと考えた。

4月から康治は学習参加の前提条件としての城北養護学校へ通学することとなり、学習 参加が実現したのは5月22日からとなった。しかしその学習参加は6月20日に突如打 ち切られ、康治は城北養護学校に戻ることとなった。その後、運動の方針を巡って支援者側で話し合いが開かれ、運動側は学習参加の延長から転校へと結びつけるという作戦をやめ、11 月には康治の城北養護学校通学もやめるようになった。その後康治は都内の小学校を数日ずつ訪問し、それぞれの学校で他の生徒とともに授業を受けた。その間律子や支援者らは転校を求めて交渉を続けたが、花畑東小はあくまで転校を拒否する交流案を出し続けたため、交渉は難航した。しかし、翌 1982 年 6 月 17 日に学校側が地域の花畑北中学校への転校を前提とする交流案を出し、運動側はこれを受け入れた。それにより 1 学期末から康治は再び花東小へ週 2 日通うことになった。この週 2 日という日数の少なさに対して運動側は交流の拡大を訴えたが、週 2 日半(水曜日、金曜日に加え、火曜日の午後 2 時間を追加した)以上には増加しなかった。翌 1983 年 3 月には花畑北中学校への進学が決定、4 月には中学校入学が実現し、これを持って運動は実を結んだとされた。

第3節 中学校入学達成とその後(1983年~)

花畑北中学校に入学した康治は、1年生の1学期は毎日精力的に学校へ通っていた²⁸。 担任教師や校長は、康治をクラスの一員として扱い差別されることがないよう気を払いながら、康治を積極的に受け入れていた。康治が中学校に入学したことで、地域の康治や律子に対する態度が一変し、地域住民と間の交流も増えた。また、第2、第3の金井闘争を避けるため、区教委は障害児の普通学校就学の要望を受け入れていくようになった。

しかし、康治は2学期からはクラスメイトとの距離感の広がりや暴言などに十分に対応できず、登校拒否を起こしたり、家出を試みたりもした。登校拒否は3学期も続いたが、友人の励ましもあり学校へ登校する日もあった²⁹。2年生の1学期は、クラス替えによって新たにできたクラスメイトと十分になじめず、励ましてくれる友人がいつつも精神的に不安定な日々が続いた。しかし、2年生の2学期からは再び学校に休まず通うようになる。中学生当時のことを、高校生になった康治は以下のように記している。

中学の時は、はじめは元気に中学に通っていました。けれども、だんだん友達にいじめられたりして、学校に行けなくなってきて、登校拒否になってしまった。 朝、クラスの友だちや先生が家に迎えに来ても、僕は布団の中にいて帰るのを待って、テレビを見たりして、過ごしました。中二の時、佐藤幸司君と友達になってか ら、学校が楽しくなり始め、毎日行くようになった。こうして、中学の時を過ごした。30

このようにして登校拒否から脱した康治は、中学3年生の時には両親の離婚なども経験しながらも、多くの友人に囲まれるようになり³¹、その中で高校進学を決意した。当初康治は解放教育(差別問題を原点においた教育)で有名な南葛飾高校定時制に進学したいと言った。しかし、律子は中学校卒業後も地域の仲間とともにいてほしいと思い、地域の高校への進学を考えていた。中学校の友人たちと進路についての話し合いもあり³²、最終的に康治は地域の淵江高校への進学を決意するようになった。

しかしここで、入試制度という選抜の壁が障害児である康治の前に新たに立ちふさがった。金井親子は同じく進学を求める世田谷区の佐野雄介親子らとともに都教委に交渉し、介助者を付けるなどの配慮を受けて入試に臨んだが、内申点制度や合否判定そのものの見直しはされなかった。そのため一年目は不合格に終わり、南葛飾高校定時制に編入して過ごした33が、翌年には合格し、高校進学を果たした。この際、記述式の回答を選択式のものへ変更するという配慮を受けたが、これは今も知的障害の生徒が受験する際にもおこなわれている34。高校入学後は中学校と違い金井闘争の経緯に基づくいじめは起きなかったが、周囲の生徒からは康治が障害児であることへのあたりが強く、クラスメイトに話しかけても無視されるなどの問題が続き、学校や担任に協力を要請しても黙殺されるなど、周囲との関係に一層苦しむことになった35。

まとめ

以上で見てきたように、第1節では金井闘争の発端から意義が拡大していく過程を、 第2節では「確認書」の実行がかなわず運動が長期化していく様子を、第3節では運動 の結果中学校に入学した康治が出会った普通学校での現実と、高校進学という新たな目標 を見出し達成するまでの様子を確認した。このように、金井闘争は運動の中で全国的な意 義を持つようになり、中学校入学を果たしたことと、それによって高校進学の道をも開い たことで障害児の普通学校就学運動として大きな成果を残したといえる。

一方で、運動の結果入学することができた中学とそれに続く高校でも、康治は周囲からのいじめや暴言といった差別と闘い続けざるを得なかった。その後康治は 1989 年に

20歳で高校を卒業、地域で自立生活を開始したが、1997年には東京都北区に移住し、 1999年9月11日に慢性アルコール性肝障害で亡くなった³⁶。律子(離婚後は長谷川姓)は その後も足立区に残り、運動の中で生まれた「障害児を普通学校へ・全国連絡会」の役員 として活動、現在は代表を務めている³⁷。

第2章 金井闘争における「当事者」の位置とその意思のとられられ方

本章では、第1章で見てきた金井闘争の経緯を踏まえた上で、運動の中で康治がどのようにとらえられ、その意思がいかに解釈されたかを見ていく。第1節、第2節、第3節では康治本人及び支援者・地域住民とその子供など運動の最中及びその前後において康治に直接かかわった人々の対応を見る。第4節、第5節では、区議員や裁判官など、直接康治や支援者に抗議や対立をしたわけではなかったものの金井闘争の障壁として立ちふさがった人々の考え方と対応を、区議会および裁判所の記録から見る。これらの差異を確認しながら、当事者運動としての金井闘争の直面した問題点を明らかにする。

第1節 康治の「意思」の確認

康治の意思表示は文字表に書かれた文字を一文字ずつ指さすことによって行われる。 そのため、他者との会話にはタイムラグが生じる。このことが、康治の他者とのコミュニケーションや明確な意思表示に困難を生じさせた³⁸。運動の中、康史は繰り返し転校の意思を訴えたが、その多くはあらかじめタイプで打った発言を律子もしくは支援者が読み上げるというものか、康治が文字表で読み上げるという形式であった。

そのような康治が運動の中にいることで、律子や支援者に対し、運動は本当に康治の 意思なのか、親がさせていることではないのか、という質問が繰り返された。そのたび、 律子はあくまで本人の意思であることを主張してきた³⁹。

確認書調印に結びついた三月行動において、康治が前もってタイプライターに打って「発言」したのが以下の文章であり、後述する高校入学後に康治自身が寄稿した文章40とも一貫性があることから、運動における康治の基本的な願いを端的に表していると考えられる。

はなはたひがししょうに、はいりたい。じょうほく(引用者注:城北養護学校のこと)には、いきたくない。

・・・きんじょのともだちとはなひがしへいきたい。おんがくをおしえてもらいたい。ぼくは、ともだちがほしい。ひろしやりょう(引用者注ともに康治の弟)と、 けんかもするけど、ともだちとも、けんかをしたりして、つよくなれたらいいな。な くときもあるけど。

じしゅとうこうをしてて、すこしはともだちはできた。でも、いなくなった。けんちゃんは、ひっこしたし、ともだちはいないし、せんせいもこない。つまらない。

ともだちにあそびにきてもらいたいし、ぼくからもいきたい。ひろしのともだちがあそびにきて、てれびげ むをやる。なかまにいれてくれない。だけど、なんとなくすき。ともだちっていいなー。

おんなじぐらいのともだちと、ぷらもでるをつくりたい。それは、も一た一つきの くるまで、それでひとりでたけのつかへいきたい。

なんで、ぼくだけががっこうにはいれないでほかのともだちがはいれるの。わからない。きょういくいいんかいのおじさん、ねー、おしえて、しゅうかいにきたひとたちも、おしえてね。41

ここでは、自身が普通学校に行くことを、友人と一緒に遊び、ともに生活をしたいという思いと結びつけていると読み取れる。1年後の1981年1月13日には、全国三月行動に向けて康治がタイプに打った呼びかけが読み上げられた。

ぼくは、かないこうじです
6 がつで 12 さいになります
じょうほくにはいきたくない
むりやりやらせるくんれんがきらいだった
うちで くつしたをぬいだり
いすにすわったり
せんめんじょにたったり
ずぼんをぬいだり

ぼくがやりたかったからできた おとうとのやるのをみてて できるようになった じしゅとうこうのとき ともだちがたくさんくるのが おもしろかった うさぎをもってきてくれたり いろんな ともだちがいた いじめっこがいても
ひろしとりょうと はなひがしへいきたい
ぼくは ともだちをつくりたい そして
きゅうしょくをたべたり、あそんだり、べんきょうしたい、なかよくなりたい
ぼくはにんげんだ。なきむしだけど
つよくなってあるきたい42

ここでは前年と同じく友達と一緒にいたいという思いが強く押し出されたうえに、養護学校の訓練なしでも自分が成長できたことを訴え、その先も友人とともにさらに成長することを求めていることが強くあらわされている。このような運動当時の康治の発言は律子や支援者の記録に残されているのみだが、康治は高校1年生のころには自ら雑誌『季刊福祉労働』に投稿するようになっている。そこでは自主登校の発端を「僕が望んでいた弟と地域の学校に地域の子供たちと行きたいと思って、養護学校をやめて、行きたい小学校に自主登校を始めました」43と語っており、自分の意思で自主登校を選んだことが改めて述べられている。

このように康治は友人との交流の場としての学校を求めていた。その中でも普通学校を求める意味としてさらに、高校1年生の頃に康治がクラスメイトにあてて書いた作文の中に以下の文章がある。

・・・後皆に頼みたいことは、階段を上るときに逃げないで手伝ってほしい。もっと気軽に僕と話をしてほしい。「障害」というのは、「努力」して治るものじゃないから、ある程度しょうがないもので、そこのところをみんなにわかって欲しいと思います。じゃあ養護学校とか施設に行けば、と一般に言われますが、僕は自分の希望する高校へみんなと同じ様に行きたいと思ったからです。(前に僕も養護学校に通っていたのですが、友達の多くは遠くから school bus で通い、授業を少しだけやって、また school bus で帰るだけと言う毎日でした。僕も友達も、地域の付き合いなどできませんでした。)

それから僕は、近くのいわゆる「普通高校」を覗いて見たかったし、そこで友達ができればなあ、と思ったのです。これから一緒に生きて行く友達をつくりたいし、みんなと一緒に高校生活を送りたいから来ています。障害者は、地域で生きて行くのに

友達なしでは生きて行けないからです。一般に、障害者は施設に入れられて生活しているので、地域の人とのコミュニケーションができにくくさせられているのです。

僕はもっとみんなと付き合いたいし、みんなも僕に付き合ってほしい。44

この文章から、康治が養護学校でも施設でもなく地域の普通学校にこだわり続けたことの理由が読み取れる。普通学校に行くということは、障害児である康治の奪われてはならない権利であるということが当事者の立場から主張されている。

以上の記録から、康治にとって地域の学校という場所は、障害者である自分が友人と ともに生活するために必要な場であることと、それ故に運動中及び運動後も一貫して求め 続けたものであることがわかる。

第2節 運動側における康治の位置

では、支援者らの目に康治はどのように映っていたのか。運動が長期化するにつれて支援者は増加し、康治は大人の支援者に常に囲まれて生活してきた。運動及び康治の私生活を支えてきた支援者であったが、運動の成否が全国的な意義を持つようになる中で、大人の望む金井康治像を押し付けることもあった。

律子や支援者の渡辺鋭気は、康治は自分から自主登校を『休みたい』という弱音をだしたことはなかった45と語るが、一方で支援者の広瀬勝は、「戦いを美化していた私」と題して、以下のような記録を残している。

僕が自主登校に参加しだして、まだ日も浅かったある日―それは、小雪もチラつくほどの、とても寒い日だった―「毎日、きびしい寒さをついて自主登校に出かけてゆくはずだった金井康治」が、なんと「寒いから行きたくない」と泣いて騒いだ。僕の中の"イメージとしての金井康治"は、大きく揺らいでしまった。だが、僕はそのイメージを彼に押し付け、"欠席"させなかった。

こんなこともあった。

閉ざされた校門の前で、僕は何度も「トイレを貸してください」と叫んだ。しか し、学校の中からは、誰も返事をするものがなかった。「もれる」ということを、体 全体で訴えている康治を見かねて、僕はその場で用を足させることを考えた。もちろ ん、学校側の非人間的な対応に対する"抗議"の意も含めて……(その時のぼくは、 なんという思いあがりをしていたのだろう)

ところが、康治はからだを固くし、車イスから立とうとしない。

「は・ず・か・し・い」

小さくかじかんだ指が、文字表の一字一字を震えながら指した。僕は、自分をお ぞましく思った。「なんという自分だ!」日頃、「共に生きる」などと言っていた人間 が、学校側の人間と康治に同じく、非人間的な行為を強要している。康治にかける言 葉を、ぼくは失っていた。人を傷つけ、踏みつけることを拒否し、生きる意味を知る ために参加した「自主登校」。そこで、健常者としての自分の思いあがりをまざまざ と見た思いがした。

"康治のたたかい"は、今の僕みたいな人間との闘いなんだなあ、とつくづく思った。46

ここで広瀬は、康治のために運動を続ける支援者でさえもともすれば康治の人間性を軽んじてしまうことに気が付き、それを「健常者としての自分の思い上がり」と称している。

このように、悪意がなくとも、一個人としての康治より運動の象徴としての康治が優先されかねない場面もあった。運動が長期化する中で、方針を巡って支援者間で意見の食い違いが出ることもあった。特に 1981 年の三月行動では、目標としていた「即時転校」の現実性が危うくなると、交流を受け入れるかどうかについて、「『転校の確約はどうでもよい』という金井闘争のそもそもの出発点をくつがえすような主張がなされ」47た。ここでは「即ち『障害』者の人生にとって地域を変える運動が第一であって転校が第一義というわけではない。交流という形で学校へ行けるようになれば、そこから一歩一歩地域を変えることはできる」48という論理が展開された。これに対し、「子供にとっての地域とは学校そのものではないか、康治が学校がはじかれているから、地域でもその存在を認可されないのだという支援する会メンバーの主張は、この間地域での孤立状況をどうにもできなかったのではないか、何をやっていたのだとの非難の前に、つい声も小さくなりがちだった。こういった基本的な考え方の差は、三月行動をどの時点でどのように収拾するかという点にも及んだ」49という。

ここでは、運動のきっかけとなった康治の転校の意思を離れ、地域を変える障害者運

動として金井闘争にどのような結果を求めるかということが重視されたということがわかる。結果的に運動側は交流を受け入れたが、そのために自分が城北養護学校に通学しなければならないと気が付くと康治は新学期初日にトイレの中に閉じこもり朝食を食べないなどの「抗議のストライキ」50を起こしたという。

また、同時期の集会における重要なこととして、康治が自らの口で転校の意思を話し、 出したという出来事があった。このことを脳性まひ者の後藤安彦は同年の 10 月に以下の ように振り返っている。

いつもは もじばんを つかって、おかあさんに よみあげてもらうのに、あの日は きみは どうしても じぶんで いうと いって きかなかったのでしたね。

でも きみは なかなか ことばが でてこず、だんの うえで しばらく じっと みんなのほうを 見つめたままでした。

- ・・・ことばが なかなか でてこないで、きみが じれて あせって いるのが おじさんには よく わかりました。康治くんが どんな きもちで いるかも よく わかりました。なぜといって、おじさんも むかし きみと おなじ けいけん を した こと あるからです。
- ・・・でも、康治くん、きみは さいごに ちゃんと いえたのでしたね。 「ぼく 金井康治です」から はじまって、「花東に はいれるまで みんなと いっしょに がんばります」と、きちんと あいさつ したのでしたね。
- ・・・康治くんも やがて おとなに なります。たぶん おじさんよりもつよい おとなに なるでしょう。その ときは どこの どの子も じぶんの 行きたい 学校に 行けるように なっている そう おじさんは しんじたいのです。51

ここからは、康治が自らの口で語るという行為が大変困難であるということを同じ脳性まひ者として理解したうえで、それがどれだけ大きな意味を持っているかを訴えている。しかし、当時の運動の方針についての議論は前述のとおりであり、そこに康治の発言が与えた影響はなかったか、あったとしても決して大きなものではなかったといえる。

同じく脳性まひを持つ八木下浩一も運動の経緯について「康治君は養護学校は嫌だ、 弟と一緒の地域の花畑東小学校へ行きたいと両親を含めて訴えました。・・・教師集団 は、康治君のやっていること、いいたいことを、一人も理解しようとはしませんでした」 52と、康治が主体となって運動をしていることを強調する書き方をしている。このよう に、支援者の中でも障害を持つ者は、「親子の願い」よりも康治本人に焦点を当て、運動 を応援する傾向が強かったように読み取れる。しかし、康治の友達を求める思いは「普通 学校に行きたい」という言葉に集約され、支援者の間でも、障害者だったか健常者だった かにかかわらず、十分に検討されなかったこともあるようにも思われる。

その点に関して、全障連の中川一二三が、同じく文字表ではなく自らの口で語った康治を見た後の同年7月に以下のように述べている。

康治君は、四年間の戦いの中でいろいろの意味で前進してきている。養護学校に入学し、その中で「訓練」という人間を道具としてしか見ないことに対し、はっきりと拒否し、そして、時同じくして弟のひろし君が、兄弟が同じ学校へ行けないことの不自然さを訴え、それらの思いを両親は転校という形で出していった。

その時点から彼らの闘いは始まり、同時に、子供の世界からも離れざるをえなくなった。彼自身、大人の中でどれだけ存在感をみいだしてきたのか。そんな中で、「文字表」というコミュニケーションの手段を作り出し、自己主張をし、そしてこの闘争の中で「文字表」を捨て、自らの声で訴えようとした。

このこと自体、全障連が言いつづけてきたことである。しかし、彼の言葉を何人の人が、完全に受け止めきれただろうか。彼はこれまで集会などでも「養護学校へ行きたくない」「訓練はいやだ。」「花畑東小へ入りたい。」「ひろし、りょうといっしょに行きたい。」と訴え続けてきた。私達はそれを共有化し、大きな拍手を送ってきた。しかし、それ以上、彼に対して問うことをしなかった。「何故、訓練がいやなのか。」「普通学校の厳しさを理解できているのか。」等々私達は、彼とゆっくり話し合ってきたろうか。これは、「障害者」の誰もが経験していることで、すなわち、「障害者」の一言、二言を聞いて「健全者」はそのすべてを理解したように思い込み、共有化しようとしている。例えば「どこへ行きたいのか。」と尋ねた時、どこへ行きたいというはっきりした意思表示がしきれない「障害者」に対して、十分確かめないまま行動をとってしまう介護者も少なくない。これらは、「障害者」の決定権を無視し、いわゆる「健全者」ベースで物事が運ばれてしまう原因になっている。この闘争中「障害者」から康治君と時間をかけて話し合っていこうという提起がなされた。その

ことをきっちりとやっていくことによって、花畑東小の教師達が何が何でも「障害児」を排除しようとする攻撃に対し、康治自身が、まっこうから立ち向かえる力を貯えることになるはずである。又、他の子供達とのコミュニケーションを作り上げていくためにも重要なことである。今、康治君を支える人達のすべてが康治君との関係を問い直していかなければならない時ではないだろうか。53

ここからは、康治が何故転校を求めているかという点に関して、支援者の中でも十分 に康治の意思が周知されていたとはいいがたいことと、だからこそ康治とともに深く話し 合うことが重要であることが訴えられている。

このように、最も近くで康治の意思を尊重してきたはずの支援者でも運動の当事者としての康治の意思を十分にとらえられなかったことや軽視することがあったこと、また支援者によってとらえ方に差があったことがわかる。次は、運動を取り巻く人々のうち、康治と同年代の子供も含む地域住民による康治のとらえ方を確認する。

第3節 地域住民による康治のとらえ方

多くの地域住民が学校側とともに運動に反対しており、PTA などで直接抗議や説得をすることもあったが、その対象は康治本人ではなく律子や支援者が主であった。

自主登校が始まったころは、康治が「親のエゴ」で自主登校をさせられているという 批判もあった54が、のちに批判は康治が学校に来るとほかの子に迷惑がかかるという迷惑 論を言うようになる55。PTAと学校との関係を律子は「私たちの前では、教師とPTAは 密着していないといっているけれど、実際はかなり教師がリードしているようですし、文 章を書くにも教師の力を借りていると思われます。その証拠に、一つひとつ『これについ てはどう思いますか』と聞いても、本当のところがわからないからこたえきれないので す」56と言い、教師がPTAに働きかけて批判をさせているととらえていた。

ただし、地域のすべての住民が運動に反対していたわけではなく、1981年に確認書の 実行を求める署名運動を行った際にはこれに応じた者もいた。このとき、署名に応じたも のの大部分は花畑東小学校に子供を通わせていない住民であり、反対に花畑東小学校に子 供を通わせている親ほど、署名を拒否したり転校に反対した57という。

また、学習参加が認められた同年7月以降は、学年を問わず近所の子どもは学校外で

も康治を見かけると声をかけるようになった58が、学習参加終了後はまた声をかけてくれる子はいなくなった59。このことから、同じ学校に在席しているかどうかということが、子どもたちには影響を与えていたと思われる。

そして康治の中学入学後は、大人も子供も含め地域の様子がまた良いほうに変わっていったと律子は語る60が、その後中学校では他の生徒のよる康治へのいじめが起き、また特に女子生徒から康治や律子へ暴言が吐かれるといった問題も生じ、それらが康治の登校拒否の原因の一つになった。律子や支援者はそのような状況に康治がうまく対応できない理由を、小学校段階においての友人という対等で利害関係を基盤としない相手との数多くのぶつかり合い、せめぎあいの経験が不足していたためととらえている61が、暴言を吐いた生徒のうち、その多くが花畑東小学校からの進学者であったという62。

これらを踏まえると、地域の学校に通うことがそのまま地域のコミュニティに参加することにつながるということと、その一方で運動の中で生じた子供たちの間の軋轢は運動後も残存したままであり、特に一部の生徒からは運動を行ったことによってより直接的に差別や偏見を受けるようになり、それが友人を求め運動をつづけた康治が直面した現実であったということがわかる。

第1節、第2節、第3節の内容を踏まえると、障害児である康治が直面した課題として、日々の生活や学校生活で直接かかわりのある人々に対しても、当事者として自身の意思や権利を十分に主張できていなかった、もしくは主張しても十分に受け取られ尊重されてはこなかったことがわかる。

第4節 区議会における金井闘争と康治

前節まででは、康治の意思と周囲の人々とのとらえ方の差異を見てきたが、本節及び 次節では区議会や裁判所など直接康治の生活とはかかわらない場における、金井闘争及び 康治と康治の意思のとらえ方を見る。その上で、そのような場の違い、すなわち康治との 距離の違いによってどのような差異が生じていたかを考察する。

長期化する金井闘争の解決を試みようと足立区議会議長が参入したのは国際障害者年の 1981 年であったが、それ以前から金井闘争はたびたび足立区議会に取り上げられていた。最も早く金井闘争を取り上げたのが社会党で、1978 年 6 月 14 日には北詰議員が以下のように発言している。

5月14日付朝日新聞の家庭欄に『普通学級に入れない康治君、校門前ピケと押し間答の一ヵ月』という見出しで車いすに座っている身体障害児の康治少年と鉄のとびらを背中で揺さぶる母親、後ろを向いて素知らぬ顔の教区委員会職員4名養護学校義務化を控え、ある現実ということで、区立花畑東小学校北門前の写真を載せての報道です。区民がこの冷酷な写真を見るとき、足立区の教育行政に携わる者の冷たい態度に対し多くの批判の声も聞かれます。なぜ僕を受け入れてくれないのだろう。健全者の子供の中でたくましく育てたいという両親の願いに、行政としてはもちろん一ヵ月にわたり教育的配慮の中で康治君は現在機能回復が大切で、それが将来にもつながるとの方向で指導も行ってきたが、納得できないままこのような状況になったことについては理解できるにしても、せっかく議員が出張しているなら、写真のように後ろ向きの態度ではなく、前向きの姿勢をもってあたたかく根気よく話し合うべきで、現状のような後ろ向きで話し合いもしない態度では解決の方向もつかず、双方は根比べになり、ますます泥沼に入ることも予測されます。子どもの希望、親の願い、この現実の問題を区長はどのように考えているのかお答え願います。また教育長は今後どのような行政的立場で指導をしていくのかお答え願います。63

この発言からは、養護学校における教育を否定してはいないものの、親子の願いを肯定的に受け止め、それに区はどう対処するのかを問うていることがわかる。これに対し長谷川久勇区長は「花畑東で起こった問題ですけれども、これは教育部長から報告は受けております。いま区のほうでも何回か言っておりまして態度が非常に悪いということですけれども、これは養護学校3年の生徒でございまして、普通学級に入れる場合非常に困難だという主張でございます。詳しいことについては教育のほうからご説明申し上げます。」64と、「態度が非常に悪い」と前置きしながら区教委の教育長椎名彦安に説明を任せている。以降、金井闘争について区議会で質問されるとき、同様にその返答は区長ではなく教育長(椎名彦安、1979年から梅山純二)もしくは学校教育部長(持木照彦)が応じている。

この場面では教育長は「・・・私どもといたしましては、このお子さんを中心にした 考え方を持ちまして、このお子さんの発達段階に応じた適切な教育を行うことが一番大切 であります。そういう立場から子供の安全管理、教育技術、あるいは保健指導面からも、 現在在籍する学校で就学することが最善の措置と考えておりますので、今後もこの方針によって保護者に対して説得してまいりたいと考えておる次第であります。」65と答えており、ここで出た「発達段階に応じた適切な教育」や、「説得」という単語は以後の議会でもたびたび用いられる。このことから、教育委員会は区議会において発達保障論を一貫して支持していたことが確認できる。

次に、運動を危険な暴力集団と公言したのは共産党である。1979年6月21日には渡辺康信議員が、部落解放同盟の暴力事件から続けて、「たとえば総合体育館の落成式の当日、三月十七日であります。花畑東小学校の重度障害児の普通学校への入学問題を巡って、区教委の持木部長らを、解同足立支部員が無政府主義的過激派暴力集団の連中と一緒になって、多数の集団が取り囲み、ば声を浴びせ、こずいたり蹴飛ばしたりするというような、まさに集団暴行事件に匹敵するようなことをしたのであります」66と述べ、部落解放同盟という「暴力集団」が金井闘争にかかわっていることをアピールしている。また9月18日には榊原茂議員が、「金井君の転校を支援するグループが去る五月以来校長室に乱入、校長、教頭を監禁、暴行するなど異常な事態が続き暴力事件が重なる」67などと発言した上で、「金井君の学習権を適切に保証するため城北養護学校、花畑東小教員及び都区教委と両親が十分話し合って解決することが望ましく、当面の解決を急ぐあまり安易な妥協案を出すべきではない。それは混乱を大きくするだけである」68と述べている。

また、自民党は、1978年6月15日、先の北詰議員の発言を受ける形で森信雄議員が 区教委の障害の判定や障害の普通学級就学、健常児との交流等の実状について質問してい る⁶⁹。また9月20日には井原光一議員が来年度の養護学校義務化を踏まえ区教委はどの ような姿勢をとるつもりなのか等を質問しているが⁷⁰、この時点では金井闘争をことさら に危険な事例としては扱っていない。

しかし 1979 年 9 月 18 には杉山秀雄議員が、以下のように発言するなど、それまでの 発言とは様相が異なるようになる。

城北養護学校に在籍している金井康治君が普通学級への転入を希望して花畑東小学校へ自主登校を続けており、大きな社会問題となっておりますが、この問題は康治君一人の問題でなく、障害児全体の問題としてとらえる必要があると思うし、また同時に健常児も含めた学校教育全般の問題でもあると思います。都と区の教育委員会では、康治君の障害の程度とその機能をあらゆる機関を通じて検討した結果、引き続き

養護学校で教育することがベストと判断し、一日も早く原籍校に戻るよう説得を続けておりますが、少しも応ずる気配がないばかりか、支援者と称する幾つかの団体は本人の意思を無視するのは人権侵害とだとして激しい反対運動を繰り返しております。私は口も聞けない手足の自由も聞かないというほどの重度障害を持つ康治君を全面に押し出しての不法過激な行動こそ康治君の人権無視もはなはだしい行為であると思いますが、教育長は児童生徒の人格、人権についてはどのように理解をしていられますか。また養護学校で機能回復訓練を受けながら勉学をすることが康治君にとってベストであると判断したことは今でも自信が持てるでしょうか。康治君は支援者と称する者たちの過激な行動を目の前に見て、心身ともに深く傷つけられていることと思います。一日も早く静穏な状態に戻してあげたいと思いますが、教育長としては支援者の行動を真に人権擁護のための運動と思いますか。また教育委員会としては今までどんな対応をしてきましたか、また今後の見通しはどうでしょうかお伺いします。11

また、1980年6月26日には長塩英治議員が確認書調印後の経過について質問12し、1981年3月3日には再び杉山議員が「金井康治君の問題についてはすでにこの議場でも再々取り上げられ、あらゆる角度から論議されてまいりましたが、支援者団体と称する人々の過激な行動によって金井康治君という障害を持った一人の児童の教育問題を超えて、政治的、思想的問題として次第にその混迷の度合いを深めてきたのであります。・・・今年もまた康治君をはじめとした障害児を前面に押し立てての運動をするようですが、この寒空のもとでの障害児の姿を想像したとき、制止するに忍びない痛ましい感じがいたします」73と発言するなど、康治が支援者によって人権を脅かされているととれる発言を繰り返している。

いずれの発言にも議員個人の考え方と政党の方針の両方が含まれていると思われるが、康治のとらえ方について注目すると、(運動側が敵対意識を持っていた共産党ではなく)自民党の発言回数が最も多く、かつ養護学校の義務化された 1979 年以降の杉山議員の発言における金井康治像は支援者のそれは大きく異なっている。ここでは、康治の人権を当人の意思表示を無視して論じている、またはそもそも障害児である康治に意思表示はできないという前提に立って論じていることがわかる。このような発言が康治や支援者の参入できない区議会で繰り返されたことから、政治的な場においては、当事者としての障害児の意思は軽視されたり大きく曲解されやすいことがわかる。

第5節 司法における康治の位置

康治を学校のトイレに連れて行こうとした支援者尾崎が建造物侵入で逮捕され裁判で 有罪になるという事件があり、支援する会はこれを不法逮捕だと主張し控訴を求めたが、 最終的に最高裁で棄却された。

裁判で大谷恭子弁護士は、康治が花畑東小学校の生徒であったならば支援者が康治とともに校庭内に入っても建造物侵入にはならないとして、康治に花畑東小学校の学籍が与えられなったことの当否を問題とした74。しかし、一連の裁判に当事者であり、最も近くで事件に立ち会ったはずの康治は証言台に立っていない。第8回公判において証人としての申請をだしたが検事の反対と裁判官の保留にあい、第9回公判でも同様に申請したが裁判長によって却下された75。この裁判の記録は、裁判所ホームページに判例として記録されており、検索が可能である。高等裁判所の裁判要旨としては以下のとおりである。

- 一 障害の程度(判文参照)により障害児を健常児と分離し、養護学校の小学部において普通小学校に準ずる教育をし、あわせてその欠陥を補うため必要な知識技能を授ける特殊教育をすることは、憲法一四条、二五条、二六条(引用者注 順に、法の下の平等、生存権、教育を受ける権利)に違反するものではない。
- 二 障害児の普通小学校における綜合教育を求める運動の過程において、支援者と職員との小ぜり合いをふせぐため小学校長が管理権に基づき立入りを禁止した小学校の門扉を乗りこえて校内に侵入し、小学校長に共同暴行を加え、他の教諭に暴行を加えた行為は、障害児の綜合教育の実現のための運動という目的においては正当であるが、その手段としては相当なものとはいいがたく、実質的違法性が阻却される場合にあたらない。 76

裁判官は判決文で障害児教育について「障害児教育は、健常児と綜合し、普通教育を施すとともに、その障害の程度に応じて残された能力を開発する特殊教育を行なうことが、障害児教育の理想とみるべきもの」77としたうえで、社会状況を踏まえ、「障害児、健常児の綜合教育が理想であるといつても、現在の教育機関の人的、物的設備は、その必

要をみたすにははるかに及ばないものである。人的、物的に設備を整えるためには、当然のことながら巨額の費用を伴なうものであつて、一朝一夕にこれを実現することは困難であり、段階的にその実現をはかることもやむを得ないと思われる」78と述べている。続いて、金井闘争という具体的場面における判断として以下の所見を述べる。Aが城北、Bが康治、Cが花畑東、Dが教育、Eが平出を指す。

Bの教育については、当時、足立D委、C小、A養護学校のいずれの担当者も、その多くが同児の障害の程度にかんがみ、養護学校における教育が相当であるとの見解であり、Bの両親も、これらの機関との折衝の過程において、これらのことは十分に理解していたと認められるのである。したがつて、前述のように障害児の親として、現在の制度に対する不満があり、それが焦躁感にまでたかめられていたとしても、Bが現におかれている客観的条件にかんがみ、また、同児が学習においても、機能回復訓練においても、猶予を許さない最重要な教育を必要とする成長期にあることを考慮し、最善とはいえなくとも次善の道を選択する冷静な判断が期待されていることを看過することはできない。そして、これらの状況を綜合して考えるときは、本件において、障害児に対する教育制度の改善を求めるための運動は、運動それ自体は正当であるとしても、平和的な行動にとどめることが必要であつたといわなければならない。したがつて、昭和五三年四月六日以降支援者らがBの自主登校として、C小の校舎に立入り、これを制止する同校E校長及びその職員との小ぜり合いが頻発したため、E校長が、B及びその支援者の校内への立入りを禁止した措置は、その管理権に基く正当なものというべく、管理権の濫用ということはできない。70

裁判官の「障害の程度にかんがみ、養護学校における教育が相当である」とする立場は、学校関係者らと同様であることがわかる。統合教育を理想としていながらもその実現には巨額の投資が必要であるという裁判官の意見に対して、大谷弁護士は最高裁での係属中に「判決はかなりの人的、物的負担がなければ(統合教育は)無理、という前提に立ってるわけ。そうじゃないんだ、という取り組みをぜひ広げていってほしい」80と述べており、康治という障害児の教育に対するイメージが、大谷と裁判官との間でも大きく異なっていることがわかる。

なお、尾崎の行為そのものに対する判断としては、以下のような記述がみられる。

(8) ところで、被告人の本件行為は原判示第一ないし第三のとおり、立入りを禁止されたC小の門扉を乗りこえて校内に侵入し、同校校長Eに共同して暴行を加え、同校教諭 J に暴行を加えたという事案である。それは被告人が支援するBの自主登校の過程において派生的に生じたものであるが、そもそもBの普通小学校への転校は、現行の法制度のもとにおいては原則として認められないところであり、実現するとしても例外的なテスト・ケースとして許される場合があるにすぎない状況にあつたのである。

したがつて、現行の分離、特殊教育の非を訴え、普通小学校における綜合的な教育の実現をはかるとしても、そのための運動は平和的な行動にとどまるべきであつたことは、前述のとおりである。まして、被告人は右の運動を支援する者であり、B自身あるいはその両親とは立場を異にする第三者であるのである。障害児の綜合教育の推進に共鳴し、熱意をいだく支援者とはいつても、やはり当事者とは異なるのであるから、一歩離れて冷静に客観的に判断して運動をすすめるべきであり、殊に被告人は足立区役所の職員として公務に従事していた者であるから、勤務時間外の私的な立場における支援活動とはいえ、このように行きすぎの行動は許<要旨第二>されるものではない。すなわち、被告人の本件行為は、障害児の綜合教育の実現のための運動という目的にお</要旨第二>いては正当なものであるが、その手段としては相当なものとは到底認めがたく、結局被告人の本件行為に実質的違法性がないとする弁護人の主張を排斥した原判断は、結論において正当であり、所論は採用しがたい。81

ここでは、康治とその両親を運動の当事者とする一方、支援者である尾崎はあくまで 支援者であるから、「一歩離れて冷静に運動を進めるべき」であるとしている。障害児と その両親から、支援者を分けて捉えたうえで、尾崎の行為を暴力的であるとして咎めてい ることと、現行法では康治の普通学校就学を認められないとしていることがわかる。

また、康治の証言の申請を却下したことに対する裁判官の記述としては以下のものがある。

であり、同要求の正当性及び本件当時の目撃者として本件実行行為の存否については 貴重な存在であり、検察官も右請求につき然るべくの意見を述べたにもかかわらず、 原審は、合理的理由もなく右請求を却下した。また、弁護人が原審第六回公判におい て、E、J、Iの証言の信用性判断のため、同人ら及びQの各警察官、検察官に対す る供述調書及び綾瀬警察署警察官が昭和五六年五月二六日午後零時三〇分ころから同 一時三〇分ころまでの間に、C小付近で撮影した写真全部の証拠開示を申し立てたの に対し、原審は職権を発動しなかつたが、原審の右各訴訟手続には、判決に影響を及 ぼすことの明らかな訴訟手続の法令違反がある、というのである。

しかしながら、Bの転校の希望意思については、すでに原審証人下の供述により明らかにされており、本件各犯行の目撃状況に関しては、原審は被害者であるE、同じくJを取調べたほか、目撃者としてG、Iを検察官側の証人として、Hを弁護人側の証人として取調べており、原審の右の証拠調は、必要かつ充分なものであったというべきであつて、弁護人の請求した証人Bは、これらの点について必ずしも不可欠の証人であつたとは認められないから、原審がその裁量により右証人申請を却下したのは相当であり、その訴訟手続に法令違反はないといわなければならない。82

ここでは康治の証言は「転校の希望意思」の供述は終わっているから必要ない、とされている。しかし、検察官側の証言は被害者を含め4人、弁護側の証言者は2人のみという状態でありながらも、康治を「必ずしも不可欠の証人であつたとは認められない」としていることを考えると、一連の裁判では康治の当事者性が軽視されていた可能性があるといえる。

以上を踏まえると、司法の場である裁判所においても、現行の制度を見直すことがなかったことに加え、康治が十分に己の意思を表明しようとしてもその機会すら奪われていたと考えられる。康治は事件と裁判について「このまえも、といれをかりにいったらしえんするひとが、けいさつにつかまったのです。そのとき、ぼくはいかった。おこった。けれど、ぼくはなんにもできなかった。よるもねられなかった」83とタイプで述べており、裁判所の判断を不服としている。

まとめ

以上から、康治は友人を求めて運動の中で幾度となく転校の意思を表示したものの、 その受け取り方には支援者であっても違いがあり、さらに康治から距離・立場が離れた大 人ほどその意思は届かない、あるいは無視されるか意図的に曲解されて受け止められたと 考えられる。

金井闘争の結果康治は普通学校入学を果たしはしたが、それは必ずしも周囲の人々に 康治の気持ちが通じた結果であったわけではなければ、地域の人間が康治に対し好意的に なったというわけでもない。むしろ反動化した例もあるということがわかる。このことか らは、真に障害児本人が求める要望が何なのかということや、それを障害児やその家族が 妥当性を持って表明すること、また周囲がそれをどのように受け入れる尊重するかという ことのいずれにも、大きな困難が付随するということがいえる。

第3章 康治死後の文献から見た康治

康治は晩年飲酒量が増え、慢性アルコール性肝障害で亡くなった。その死について、 律子や支援者から様々な意見が出た。本章では康治の死後初めて明らかになった康治の苦 しみの原因を、律子と支援者の残した記録から考察する。第1節では母である律子の言 葉から、障害者を差別する社会そのものについて考察する。第2節では支援者らがおの おのの立場から康治と作っていった関係の中でも生じていた康治の苦しみの背景を探る。

第1節 律子が語る「社会に殺された」康治

律子は康治の死後、脳性まひ者の団体である「青い芝の会」の横田弘と対談しており、その時の記録が横田編『否定されるいのちからの問い』第4章にまとめられている。そこで律子は康治の死を、自分や支援者も含めた社会に殺された、と語っている。つまり、社会が障害者である康治を学校から排除し、生活を奪い、アルコールに頼らざるを得なくさせたのだという84。さらにそのような社会の中で生きて行くための運動をした康治の小学校の6年間を「奪われた時間、奪ってしまった時間」85であったととらえている。大規模な運動に康治を追いやった主体を学校や区教委といった個々の存在ではなく社会全体であるとする観点は運動当時にはなかったものであるが、そこに自分自身をも含めていることは、後述する康治の苦しみと死を考える上で意義深いであろう。

律子は対談中、康治が中学校に入学後登校拒否になった時「せっかく中学校に入れたんだから」と繰り返し言ったことを後悔している、とも言っている86。この言葉からは、運動の成果としての康治の中学校入学が、他の生徒のそれとは別の意味を持ってしまっていたことがうかがえる。

また、選抜制を乗り越えて高校に入ったのちにも康治はいじめや人間関係に苦しんだが、そのとき担任や学校の教師に訴えても「君はもうちょっと努力すればいい」といった言葉ばかり帰ってくるようになり耐えられなくなった、とも律子は言う⁸⁷。運動によって制度の壁を乗り越え続けたことで、周囲からは「できる障害者像」⁸⁸のイメージでとらえられるようになったとも言い、これも康治の苦しみの一つとなったことが推測される。

以上から、康治は就学運動をしなければ学校で同年代の他者と同じ様に生活することも、そもそもそのような他者と友人になることもできなかったが、運動によって康治はあ

る種の特別な存在とさせられてしまい、いち生徒としては扱われてこなかったことがわかる。このような康治の学校生活においての苦しみは金井闘争が「就学運動の成功例」であったが故に一層大きなものとなっていたと考えられる。律子の言った「社会に殺された」、「奪われた時間」という言葉には、社会の制度や価値観が障害者である康治を排除したことだけではなく、運動に追いやることで人々に康治の人間性を無視させてしまったという、少なくとも二重の意味が含まれていることが推測される。康治の苦しみについて、次節では支援者の観点からより詳しく見ていく。

第2節 追悼文から見る支援者と康治との関係

康治の死後、追悼文集『金井康治によせて…』(故金井康治さんを送る会、1999年)が まとめられた。その中で全障連相談役の楠敏雄は、「彼が高校を卒業して数年が経過した ころ、私は何かの集会で彼と話す機会があった。その時彼は文字盤を使って私に『楠さん はいいなあ、仲間がいっぱいいて』と話しかけてきた。私が『君だって沢山いるだろう』 と言うと、彼は『僕、さびしいんです』と言った。・・・単に一人の支援者としてではな く、障害者の仲間としてもっとじっくり彼の思いを聞き、一緒に戦いを続けることができ たら、との後悔の念を拭い去りがたい」89と書いている。康治の周囲には多くの健常者が 支援者・介助者として常にいたが、康治はそこに寂しさを感じていたことが読み取れる。 また、介助者の一人、岩渕誠は、「介助者として、又、友人として付き合った十何年余り の間に、色々分かち合ったつもりでいて、本当に康治君の思いを理解しようとしていたの か。・・・周囲のほとんどが『健常者』の中、時にその『無責任』たる言葉を尻目に、実 は自分の『障害』とますます向き合ってはいかなければならないことで、より真剣に、よ り厳しく『自己』を見つめていかねばならなかったのではないか」吻と書き、同じく介助 者の片桐しんは「どれだけ彼と水平な関係を作れたのか、どれだけ理解しあえたのか」91 と書いている。これらからは運動後の生活において健常者の支援者や介助者に囲まれなが らも康治が孤独を抱えていたことと、障害者でありさらにその中でも特別な存在であった 康治が健常者中心の社会で対等な友人関係や仲間関係を作り出すことの難しさに直面して いたことがうかがえる。

金井闘争における康治については、支援者の鳥羽伸子が文集中で「三十年というあま」 りにも短い人生の中で、あなたは大半を『地域で『障害児・者』も共に学び、共に生きよ う』という闘いの中心として、常に先頭に立ってきました。あなたの切り拓いた闘いがどんなに多くの人に力を与え、『地域の普通学級へ』という就学運動のすそ野を広げて来たことでしょう。以前、私はその闘いに連なった者として、闘いの先頭に立って来たあなたが『ただの人』として生きることの難しさを負ってしまったのではと思ったことがあります。」⁹²と書き、同じく文集中で欠内健二が「私たちから見れば、康治君は30年という短い人生でしたが、彼なりの充実した生き方をしたと思います。しかし、たぶん康治君の重荷になっていたことは、『義務化闘争のシンボル』としての存在ではないかと思います。

『弟たちと同じ学校に通いたい』という当たり前の思いから考えていたことが、次第に康 治君の生き方を想定していったことは容易に推察することができるでしょう」98と述べて いる。これらの文章から、運動後も金井闘争のシンボルとしての康治と、一人の人間とし ての康治の間でジレンマが発生していたことが想像できる。

また文集とは別に、支援者の一人、障害者総合ネットワーク(BEGIN)代表の二日市安は生前の康治を振り返って以下のように述べている。

僕は、あの闘争を振り返ってみても、あの時に頑張ったことは後悔もしていないし、間違ったと思ったこともありません。でも、金井康治君が二五、二六歳のときに、周囲の人が、彼に何が一番したいかと尋ねると、彼は「死にたい」といったと聞きました。彼がなくなってしまったことは、ものすごく残念ですね。闘争をしていた頃の彼は元気でした。自分の生きたい学校があるので目が輝いていたのです。僕としては、その後、彼に何かしらの希望を与える状況をつくれなかったのだろうか、という思いが今も残っています。おそらく彼は、本格的な恋愛も体験しないままに亡くなったのではないかと思うと、それも残念に思います。運動の目標を達成できた後に個人がどう生きるかは、運動それ自体とは別の問題です。それは、常に難しい問題です。94

ここでは、金井闘争に続く人生の目標が定まらなかった康治の苦しみが見えてくる。 大人となった障害者が生きがいを見つけることにも、大きな困難があることが推測でき る。

以上から、運動後の康治の苦しみのいくつかが、死後になって初めて明らかになった、あるいは想像されるようになったと考えられる。自立生活をはじめたころ、律子は康

治に対し距離を置いていた95ことも踏まえると、成人した障害者の自立生活に周囲はどのようにかかわるべきかという、就学運動とはまた別の問題が発生していたと考えられる。

その点に関連して、康治を高校卒業後引き続き障害者運動に参加させることが考えられなかったわけではないことも文集からわかる。支援者の吉田隆三は文集で「私は、ただ、運動的に康治は足立の続いてくる世代に対して指導的立場になるべきだという思い込みがあった。康治にとっては、この大人の一方的な思い込みは迷惑なことであったろう。周りを見れば、お説教をたれる大人達ばかりというのは康治にとって閉塞感の基となった。康治は深酒にはまっていった。」96と書いており、周囲の期待が逆に康治を苦しめたことを悼んでいる。吉田は続いて、「康治はこの大人の押しつけに対して『否』を主張した。足立を出て北区へ移るというのである。」97と述べており、ここからは康治が足立区を出ていった理由は周囲の期待に耐えかねてのものだと読み取れる。こういった支援者の期待も、裏を返せば康治の当事者性の軽視や剥奪であったといえるだろう。

このように康治が金井闘争のシンボルとなったことで、大人になってからも康治の意思に優先されかねない場面が多々あったこと、それが康治の飲酒の末の死に関連しているであろうことがわかる。そのような事態に対して、金井闘争の中心人物の一人でもあった千田好夫は「康治さんはちょうど30歳。障害者の権利を広げていく運動の次代の担い手として期待されていたのに、あまりに早い。・・・事実、彼の運動以後、少なくとも東京近辺では当該親子が希望すればはいれることが多くなった。逆にそれだけ彼自身が受けたプレッシャーは大きかった。彼自身が望んだ訳ではないのに、反対勢力の矢面にさらされてしまい、それに対してほとんど我々はカバーしきれなかった。そして当然のことながら、彼にも『助けてくれ』とはなかなか言えないプライドがあった。」98と後悔している。

まとめ

以上から、金井闘争のシンボルとして康治が活動したこと、その金井闘争が結果を残したことによって、康治は高校進学・卒業後多くの期待とプレッシャーを受けたこと、その中で障害者としての自分と健常者である周囲との関係に苦しみを感じていたことや、康治自身も容易に助けを呼ぶことができなかったなどの状況が重なり、苦しみを自分の中にため込んでいたことがわかる。こういった状況は康治の生前はわずかしか表出せず、康治が急死したあとになって語られ始めたが、ここにも障害者の意思表示の難しさや、障害者を

運動に追い込む社会の歪みが表れていたと考えられる。

終章 まとめと課題

第1章では金井闘争の記録を追うことで、運動が諸団体との関わりの中で意義を増していく様子と、運動達成後も学校生活において康治が直面していた困難を見た。第2章では当事者運動として金井闘争を考えたとき、康治との距離や立場の違いによって、人々の運動における康治の位置づけや康治の意思のとらえ方に違いがあることを見た。第3章では死後明らかになった康治の苦しみから、運動が成功を収めたとされた後も康治の苦しみは続き、年月を経るにつれて増していったことがわかった。

以上から、従来支援者らによって語られてきた金井闘争の意義の大きさの裏側で、当事者として友人を求めて転校を目指した康治の意思は十分に発信されなかったことや発信してもそのままの形で受け取られてはこなかったことがわかる。康治の意思の尊重は支援者も含めた様々な団体に共通していた課題であるといえるが、特に康治から距離を置いた立場の人々ほど、自身の康治の意思の受け取り方を改める態度や、康治の意思を尊重しようとする姿勢が弱かったことがわかる。また、運動後の中学・高校生活においても康治は心無い仕打ちや差別に直面し苦しんだことに加え、運動のシンボルとして扱われたことが晩年に至るまで康治の当事者性を損ね、大きな負担を与えていたことも明らかになった。これらからは次の2つのことがわかる。

1点目は、障害児が地域の学校に所属することを求めることの意味は、単純に他者との 交流によるコミュニケーション能力の向上や人格の形成といった児童の成長に還元できる わけではないということである。康治が運動の最中も運動後も友人との生活を学校に求め ていたことから、障害児に対し同じ学籍を持つ同年代の友人と生活する機会を保障するこ とは、教育上の目標とは異なるベクトルにおいて、学校が求められ担わなければならない 役割の一つであるといえる。その際に、児童生徒が障害児に対し偏見を抱いたり差別する ことのないような体制や雰囲気をつくることが大切である。そして同年代の友人を持つ権 利は障害児のみに限ったものではなくすべての生徒が持っているものである以上、生活の 場としての学校の持つ役割を強調することは、障害児への教育はもちろん学校教育全般を 考えていくうえで重要な視座を与えるだろう。

2点目は、障害児者を差別する社会の制度や価値観の中での障害児者の意思表示の困難

さである。他の就学運動とは違い障害児本人が普通学校就学を主張した金井闘争であっても当事者の意思表示の尊重に困難があったということは、障害児の当事者運動における一つの大きな課題を端的に表したものだといえる。このことを改めて考えることは、これからの障害児への教育を考える上でも重要な示唆を与えるだろう。なぜなら、今日の日本の教育制度において、障害児には特別支援教育という「一人一人の教育的ニーズに応じた支援」を与えることになっている。ここでいう教育的ニーズが何を指すのかというとき、先に述べた友人関係の欲求もそうだが、表明されない意思がどれだけ尊重されるかという難題に教師や障害児とその家族は対面することになる。この難題に対し、教師が専門家としての立場に固執すれば、当事者の意思はたやすく無視されてしまう。

この難題は容易に解決できることではないだろうが、一歩でも解決に近づくためには、教員や教育委員会といった教育関係者はもちろん親や周囲の人々も含めた社会全体が、当事者の意思をないものとみなすのではなく、反対にどんなに困難でも可能な限りキャッチしようとし、かつその意思を正しく受け取っているかを繰り返し疑っていく必要があるだろう。そういう社会の変化があって初めて、教育を含めた当事者の権利を尊重することのできる可能性が生じるだろう。

最後に、本論文では金井闘争と他の障害者運動や就学運動とのつながりについて十分に触れることができなかった。今後は、障害児者の教育と生活を考える上で、金井闘争以外の事例も十分に検討し類似点や相違点を比較しながら、これまで明らかにされて来なかった当事者としての障害児者が直面する困難をより明確にしていきたい。

¹ 堀正嗣『障害児教育のパラダイム変換 統合教育への理論研究』明石書店、1997年、291頁。

² 同上、295 頁。

³ 同上、295 頁。

⁴三井さよ「就学運動から学ぶもの」『支援』vol.5、「支援」編集委員会、2015年、59·60頁。

⁵ 同上、59.60 頁。

⁶ 八木下浩一『街に生きる ある脳性マヒ者の半生』現代書館、1980年、144-145頁。

⁷ 渡辺鋭気『依存からの脱出「障害者」自立と福祉労働運動』現代書館、1977 年、40-43 頁。

⁸ 同上、42-43 頁。

⁹ 二日市安「やれるときに、やれるだけのことを」『自立生活運動と障害文化 当事者からの福祉論』全国自立生活センター協議会、2001年、184頁。

¹⁰ 長谷川律子への聞き取り調査より。2016年7月9日実施。

¹¹ 同上。

¹² 北村小夜「ハードかソフトか 地域校で学ぶ障害児」『父母と教師と障害児を結ぶ人権

- と教育』第8号、障害者の教育権を実現する会、1988年、44頁。
- 18 山田真「障害のある子は、普通学級に行けないの?(2)「0 点でも高校へ」東京での運動の始まり」『おそい・はやい・ひくい・たかい』第75号、ジャパンマシニスト社、2013年、108頁。
- 14 同上、108 頁。
- 15 同上、110 頁。
- 16 市野川容孝「閉会の辞 東京の障害者運動 金井闘争を振り返る 」2010 年 10 月 20 日、<u>http://www.jsds.org/jsds2010/heikai no ji.txt</u>、2017 年 1 月 10 日。
- 17 同上。
- 18 中西正司・上野千鶴子『当事者主権』岩波書店、2003 年によるものを指す。
- 19 上野千鶴子『ニーズ中心の福祉社会へ 当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院、2008 年、22 頁。
- 20 中西正司・上野千鶴子、前掲、6頁。
- 21 中西正司『自立生活運動史 社会変革の戦術と戦略』現代書館、2014年、10頁。
- ²² 金井律子「義務化の中で「自主登校二年目の記録」『季刊福祉労働』6 号、現代書館、 1980 年、82-83 頁。
- 28 金井闘争記録編集委員会『2000 日・そしてこれから』千書房、1987年、85-86 頁。
- 24 同上、202 頁。
- 25 「あいさつ」の内容は非公開となっており、詳しくは不明。
- 26 金井闘争記録編集委員会、前掲、303 頁。
- 27 同上、306 頁。
- ²⁸ 金井律子「実を結んだ康治の六年間の闘い」『季刊福祉労働』19 号、現代書館、1983 年、16 頁。
- ²⁹ 佐野利男「康治君の登校拒否が問いかけたもの」『季刊福祉労働』25 号、現代書館、 1984年、97-98 頁。
- 30 金井康治「僕にとって、友達っていったい何だ」『季刊福祉労働』38 号、現代書館、 1988 年、77 頁。
- ³¹ 金井律子「入試選抜の壁の先-高校」『季刊福祉労働』42 号、現代書館、1989 年、 100 頁。
- 32 同上、100 頁。
- 33金井康治、前掲、77頁。
- 34 山田真「障害のある子は、普通学級に行けないの?(6)入学を勝ち取るために」『おそい・はやい・ひくい・たかい』第79号、ジャパンマシニスト社、2014年、115頁。
- 35 金井康治「今の「普通高校」のあり方を問いつつ、そして今」『季刊福祉労働』44 号、現代書館、1989 年 38・41 頁。
- 36 故金井康治さんを送る会『金井康治によせて…』1999年、204頁。
- 37 長谷川律子への聞き取り調査(前掲)より。
- 38 佐野利男、前掲、98 頁。
- 39 横田弘編『否定されるいのちからの問い』現代書館、2004年、127-128頁。
- 40 金井康治、前掲など。
- 41 金井律子「ぼくは てんこうできて うれしい」『月間教育の森』第5号6巻、毎日新聞社、1980年、99頁。
- 42 金井闘争記録編集委員会、前掲、311-312頁。
- 43 金井康治、同上、76 頁。
- 44 金井康治、同上、79-80 頁。
- 45 渡辺鋭気「金井君転校運動が問いかけたもの」『世界』415 号、岩波書店、1980 年、198 頁。
- 46 楠山忠之『康ちゃんの空(復刻版)』創樹社、2015年、66-67頁。

- 47 金井闘争記録編集委員会、前掲、333 頁。
- 48 同上、333 頁。
- 49 同上、333 頁。
- 50 同上、348 頁。
- 51 後藤康彦「金井康治くんへ」『SSKP 障害児を普通学校へ』No.2、障害児を普通学校へ・全国連絡会、1981 年、1-2 頁。
- 52 八木下浩一「障害児の成長は地域の子どもと 普通児のためにも一緒に学ぶのが本 当」『月間教育の森』第5巻6号、1980年、101-102頁。
- 58 中川一二三「戦いの中での解放講座」『みんなといっしょに教室へ』金井康治君の完全 転校実現実行委員会、1981 年、24-25 頁。
- 54 金井闘争記録編集委員会、前掲、60 頁。
- 55 同上、159 頁。
- 56金井律子「自主登校二年目のたたかい 養護学校義務化、刑事弾圧をはねのけて」『新 地平』61号、新地平編集委員会、1979年、36頁。
- 57 金井闘争記録編集委員会、前掲、268-269 頁。
- ⁵⁸ 金井律子「季節風 地域の子供の中で 金井康治君の近況」『季刊福祉労働』17号、現代書館、1981年、69頁。
- ⁵⁹ 「学校をひらく「よだれ」は汚いか」『朝日ジャーナル』vol.23、朝日新聞社、1981 年、46·47 頁。
- 60 長谷川律子への聞き取り調査(前掲)より。
- 61 佐野利男、前掲、92 頁。
- 62 同上、93-94 頁。
- 68 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1978]自第5号至第7号 昭和五十三年 第二回定例会』、1978年、113·114頁。
- 64 同上、121 頁。
- 65 同上、121 頁。
- 66 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1979]自第6号至第8号 昭和五十四年第二回定例会』、1979年、107-109頁。
- 67 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1979]自第 9 号至第 10 号 昭和五十四年第三回定例会』、1979 年、 84 頁。
- 68 同上、86 頁。
- 69 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1978]自第5号至第7号 昭和五十三年第二回定例会』、1978年、151-158頁。
- 70 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1:978] 自第8号至第10号 昭和五十三年第三回定例会』、39·40頁。
- 71 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1979]自第9号至第10号 昭和五十四年第三回定例会』、1979年、37·39頁。
- 72 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1980]自第6号至第8号 昭和五十五年第二回定例会』、1980年、64頁。
- 73 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1981]自第1号至第4号 昭和五十六年第一回定例会』、1981年、58-60頁。
- 74 大谷恭子『共生社会へのリーガルスペース 差別とたたかう現場から』現代書館、2014年、58頁。
- 75 金井闘争記録編集委員会、前掲、273-274 頁
- 76 裁判所「裁判例情報」記事年月日は問い合わせたが回答はもらえなかった。
- http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail3?id=20390。2016年12月16日。
- 77 同上、http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/390/020390_hanrei.pdf。2016年12月26日。

- 78 同上。
- 79 同上。
- 80 佐野利男「インタビュー 現場と運動見据える戦う人権派」『季刊福祉労働』第 26 号、現代書館、1985 年、19·20 頁。
- 81 裁判所、前掲。
- 82 同上。
- 83 金井閩争記録編集委員会、前掲。
- 84 横田弘、前掲、144-145 頁。
- 85 同上、145 頁。
- 86 同上、131 頁。
- 87 同上、131 頁。
- 88 同上、131 頁。
- 89 故金井康治さんを送る会、前掲、31頁。
- 90 同上、118 頁。
- 91 同上、121 頁。
- 92 同上、43 頁。
- 93 同上、51 頁。
- 94 二日市安、前掲、185186 頁。
- 95 故金井康治さんを送る会、前掲、188 189 頁。
- 96 同上、164 頁。
- 97 同上、164 頁。
- ⁹⁸ 千田好夫「残されたものには、笑顔だけおいて」『SSKR 障害児を普通学校へ』 No.182、障害児を普通学校へ・全国連絡会、1999 年、12 頁。

参考文献一覧

- 朝日新聞社「学校をひらく「よだれ」は汚いか」『朝日ジャーナル』vol.23、朝日新聞社、 1981年、46-47頁
- 上野千鶴子『ニーズ中心の福祉社会へ 当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院、2008 年
- 大谷恭子『共生社会へのリーガルスペース 差別とたたかう現場から』現代書館、2014年
- 金井康治「僕にとって、友達っていったい何だ」『季刊福祉労働』38 号、現代書館、1988 年、76·80 頁
- 金井康治「今の「普通高校」のあり方を問いつつ、そして今」『季刊福祉労働』44 号、 現代書館、1989 年、38·44 頁
- 金井康治君の完全転校実現実行委員会編『みんなといっしょに教室へ』自費出版、1981 年
- 金井闘争記録編集委員会『2000 日・そしてこれから』千書房、1987年
- 金井律子「自主登校 2 年目のたたかい 養護学校義務化、刑事弾圧をはねのけて」『新 地平』61 号、新地平編集委員会、1979 年、32-41 頁
- 金井律子「義務化の中で、自主登校二年目の記録」『季刊福祉労働』6 号、現代書館、 1980年、82-90頁
- 金井律子「ぼくは てんこうできて うれしい」『月間教育の森』第5号6巻、毎日新聞社、1980年、94-100頁
- 金井律子「季節風 地域の子供の中で 金井康治君の近況」『季刊福祉労働』17号、現代書館、1981年、69-70頁
- 金井律子「実を結んだ康治の六年間の闘い」『季刊福祉労働』19 号、現代書館、1983 年、16-23 頁
- 金井律子「入試選抜の壁の先-高校」『季刊福祉労働』42 号、現代書館、1989 年、97-103 頁
- 北村小夜「ハードかソフトか 地域校で学ぶ障害児」『父母と教師と障害児を結ぶ人権と教育』第8号、障害児の教育権を実現する会、1988年、40-45頁

楠山忠之『康ちゃんの空(復刻版)』 創樹社、2015年

- 故金井康治さんを送る会『金井康治によせて…』1999年
- 後藤康彦「金井康治くんへ」『SSKP 障害児を普通学校へ』No.2、障害児を普通学校へ・ 全国連絡会、1981 年、1·2 頁
- 佐野利男「康治君の登校拒否が問いかけたもの」『季刊福祉労働』25 号、1984 年、92-101 頁
- 佐野利男「インタビュー 現場と運動見据える戦う人権派」『季刊福祉労働』第 26 号、 菊地泰弘、1985 年、18-21 頁
- 千田好夫「残されたものには、笑顔だけおいて」『SSKR 障害児を普通学校へ』No.182、 障害児を普通学校へ・全国連絡会、1999年、12-13 頁
- 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1978]自第 5 号至第 7 号 昭和五十三年 第二回定例会』、1978 年
- 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1978]自第8号至第10号 昭和五十三年第三回定例会』、1978年
- 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1979]自第 6 号至第 8 号 昭和五十四年 第二回定例会』、1979 年
- 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1979]自第 9 号至第 10 号 昭和五十四年 第三回定例会』、1979 年
- 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1980]自第 6 号至第 8 号 昭和五十五年第二回定例会』、1980 年
- 東京都足立区議会『東京都足立区議会会議録 [1981]自第 1 号至第 4 号 昭和五十六年第一回定例会』、1981年
- 中川一二三「戦いの中での解放講座」『みんなといっしょに教室へ』金井康治君の完全 転校実現実行委員会、1981 年、24-26 頁
- 中西正司『自立生活運動史 社会変革の戦術と戦略』現代書館、2014年
- 中西正司・上野千鶴子『当事者主権』岩波書店、2003年
- 二日市安「やれるときに、やれるだけのことを」『自立生活運動と障害文化 当事者からの福祉論』全国自立生活センター協議会、2001年、177-187頁
- 堀正嗣『障害児教育のパラダイム変換 統合教育への理論研究』明石書店、1997年
- 三井さよ「就学運動から学ぶもの」『支援』vol.5、「支援」編集委員会、2015 年、59-72 頁」

八木下浩一『街に生きる ある脳性マヒ者の半生』現代書館、1980年

八木下浩一「障害児の成長は地域の子どもと 普通児のためにも一緒に学ぶのが本当」 『月間教育の森』第5巻6号、1980年、101·107頁

山田真「障害のある子は、普通学級に行けないの?(2)「0点でも高校へ」東京での運動の始まり」『おそい・はやい・ひくい・たかい』第75号、ジャパンマシニスト社、2013年、107-111頁

山田真「障害のある子は、普通学級に行けないの?(6)入学を勝ち取るために」『おそい・はやい・ひくい・たかい』第79号、ジャパンマシニスト社、2014年、113-118頁 横田弘『否定されるいのちからの問い』現代書館、2004年

渡辺鋭気『依存からの脱出「障害者」自立と福祉労働運動』現代書館、1977 年 渡辺鋭気「金井君転校運動が問いかけたもの」『世界』415 号、岩波書店、1980 年、197-200 頁